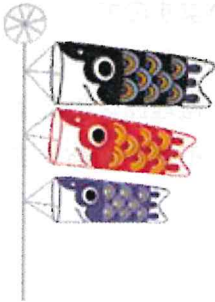


# 組 合 報

協同組合アキュムレーション 広報委員会 2020年4月 VOL. 45

<http://accumulation.or.jp>



組合員の皆様へ

新型コロナウイルスが世界中で猛威をふるい、日本政府も緊急事態宣言が発令し、終息の気配は一向に見えてきませんので、できる限りの感染予防を徹底して頂くとともに、体調には十分気を配り、健康にご留意ください。実習生をめぐる環境についても日々刻々状況が変化しており、皆様にもいろいろとご不便をおかけしているかと思いますが、組合としても全力で変化する状況に対応し取り組んでまいりますので宜しくお願いします。

## 代表理事からのメッセージ

日頃より、技能実習制度の適正な運営につきまして御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。新型コロナウイルスの影響で、日本政府は緊急宣言を出した状況の中、全組合員の皆様及び組合職員全員のおかげで組合の業務は正常に続けていく事が出来ました。大変感謝しております。こんな時期ですが、皆様一人一人が体に気を付けて、予防対策をしっかり行い、あと一踏ん張り、頑張っていきましょう。お困りのことがございましたら、ご遠慮なくご連絡・ご相談下さい。よろしくお願い申し上げます。

## 新型コロナウイルス感染症への対応について

技能実習生についても十分な予防対策をするよう注意喚起をお願いします。

**※実習生全員にマスクの着用をお願いします。**

組合より全組合員・実習生にマスクを配布しますので、お使い下さい。

また足りないようでしたら、組合事務局までご連絡ください

また、手洗い・うがいの励行、咳のエチケットなどの感染を徹底するようご協力をお願いします。

※「密閉」、「密集」、「密接」の3つの「密」が重ならないようご注意をお願いします。

3つの条件を避けるほか、**共同で使う物品**については消毒などを行って下さい。

### 事務局からのお願い

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた技能実習生の在留申請の取扱いについて

以下の場合、速やかに事務局までご連絡・ご相談ください。（添付資料をご参照）

- (1) 実習修了後在留期限内本国への帰国が困難な方
- (2) 技能検定等の受検が出来ないために次段階の技能実習へ移行できない方

## 実施状況報告書について

再々度のご案内となりますが、実習実施者は、毎年1回（5月31日までに）、前年の4月1日から当年の3月31日までの技能実習についての「実施状況報告書」（省令様式第10号）を作成し機構に提出しなければなりません。様式を添付しますが、前年のものから一部変更になっていますので、新しいものをご使用下さい。EXCEL版及び記載例は機構のホームページ <https://www.otit.go.jp/> の「3月27日お知らせ欄」からダウンロードできます。原則、報告書は実習実施者自ら記載し、監理団体の確認を受けた後、提出することが求められておりますので、宜しくご対応をお願いします。不明点がありましたら、組合の担当者にお問い合わせ頂くようお願いいたします。

## 技能実習責任者講習お済みでしょうか？

技能実習責任者における技能実習責任者講習の受講義務について、令和2年3月31をもちまして経過措置が終了致しました。

機構より、技能実習責任者講習の受講が確認できるまでは、技能実習計画認定申請の他の書類に不備がなかったとしても、申請の認定が保留となります。

※新型コロナウイルス感染防止により未受講であった場合、技能実習責任者講習の受講を確認できるまでは同様の取扱いとなります。

つきましては、技能実習責任者講習未受講の場合、速やかにご受講手続きをお願いします。また受講済みで、証明書を組合に未提出の場合、速やかに組合までご提出ください。なお、技能実習責任者変更の場合、「技能実習計画 軽微変更届出書」を機構に提出しなければなりません。上記に併せて組合までご連絡をお願いします。

## 技能実習生の賃金の口座振込義務

2020年4月1日より技能実習生運用制度が強化され、賃金は口座振込を原則すること。

技能実習制度運用要領より**抜粋**⇒（6）報酬の口座振込み等に関するもの

【関係の省令の規定】（技能実習生の待遇の基準）規則第14条 法第九条第九号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。四の二 技能実習生に対する報酬を、当該技能実習生の指定する銀行その他の金融機関に対する当該技能実習生の預金口座若しくは貯金口座への振込み又は当該技能実習生に現実に支払われた額を確認することができる方法によって支払われることとしていること。

### 緊急連絡先（24時間）

【事務局】 TEL : 048-755-9591 FAX : 048-755-9827

【組合職員携帯】 070-5364-0341 (高橋) 070-3667-8667 (杉戸) 080-4477-6005 (廣畑)

070-6520-6943 (チャン)

# 新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた技能実習生の 在留諸申請の取扱いについて



出入国在留管理庁  
Immigration Services Agency of Japan

## ①本国への帰国が困難な方

⇒ 「短期滞在（90日・就労不可）」又は「特定活動（3か月・就労可）」への在留資格変更が可能です

（4月3日変更点：許可する在留期間を30日から90日、1か月から3か月に伸長）

※ 「特定活動」は、従前と同一の受入れ機関及び業務で就労を希望する方に限ります

※ 帰国できない事情が継続している場合には、更新を受けることが可能です

## ②技能検定等の受検ができないために次段階の技能実習へ移行できない方

⇒ 受検・移行ができるようになるまでの間、「特定活動（4か月・就労可）」への在留資格変更が可能です

※ 従前と同一の受入れ機関及び業務で就労を希望する方に限ります

## 【以下については技能実習2号を修了される方へのご案内です】

## ③「特定技能1号」への移行のための準備がまだ整っていない方

⇒ 移行準備の間、「特定活動（4か月・就労可）」への在留資格変更が可能です

※ 今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響に鑑み、必要書類を簡素化しています

※ 「技能実習3号」を修了される方も対象となります

※ 既に移行のための準備が整っている方については、「特定技能1号」への在留資格変更が可能です

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07\\_00197.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00197.html)

## ④「技能実習3号」への移行を希望される方

⇒ 優良な監理団体及び実習実施者の下であれば、「技能実習3号」への在留資格変更が可能です

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07\\_00146.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00146.html)